

令和５年度食品等流通持続化モデル総合対策事業のうち
デジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業に係る公募要領

第１ 総則

食品等流通持続化モデル総合対策事業のうちデジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

第２ 趣旨

本事業は、食品等流通の合理化を図るためのデジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備、デジタル化・データ連携の効果を最大限活用する観点から、ＩＣＴを活用した業務の省力化・自動化技術の導入等による、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援します。

第３ 事業内容

１ 調査・実証事業

（１）検討会の開催

生産者、食品流通業者、運送事業者、流通に関する学識経験者等が参画し、食品等流通の合理化を図るためのデジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備等による、効率的な食品流通モデルの構築に向けた計画の策定を目的とした検討会を行います。

（２）調査・実証

食品流通業者等による、国際的な標準規格等と調和した、コードの標準化、システム間データ連携による受発注・トレーサビリティの実証、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備、データ連携の効果を最大限活用する観点から、ＩＣＴを活用した業務の省力化・自動化技術の導入等に必要な調査・実証を行います。

２ 設備・機器リース導入事業

効率的な食品流通モデルの構築に向けた、データ連携による受発注・トレーサビリティシステムの構築、安定的かつ低コストなコールドチェーンの整備、ＩＣＴを活用した業務の省力化・自動化等に必要な設備・機器等のリース方式による導入を行います。

第４ 応募団体の要件

本事業に応募することができる団体は、１に掲げる団体であって、かつ２に掲げる要件を全て満たすものとします。

１ 応募可能な団体

（１）第３の１の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者等を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）又は総括審議官が特に必要と認める団体とします。

- (2) 第3の2の事業については、食品流通業者、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、農業協同組合連合会、卸売市場の開設者、運送事業者、貨物利用運送事業者、協議会又は総括審議官が特に必要と認める団体とします。
- (3) 協議会は、次に掲げる全ての要件を満たすものに限り、補助事業者となることができます。
- ① 食品等の集荷・販売・輸送・保管のいずれかの業務を行う者が代表団体となっていること。
 - ② 代表団体が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - ③ 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - ④ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

2 要件

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、規約、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- (3) 本事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (4) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる団体であること。
- (5) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (6) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあること。
- (7) 本事業に関わる生産者、食品流通業者、運送事業者等が、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイト（<https://www.gfpl.maff.go.jp/>）に登録している又は事業開始までに登録する予定があること。
- (8) データ連携の取組を行う団体は、生鮮E D I標準コード、流通B M S、国際的な標準として機能しているコードに準拠する等、コードの標準化の取組と調和すること又は調和することが可能であること。
- (9) 本事業の対象となる事業場については、別添の「食品産業（個別事業者向け）の作業安全のためチェックシート」を提出していること。

第5 補助対象経費の範囲

1 検討会の開催に要する経費

謝金、旅費、印刷費、通信運搬費、会場借料、消耗品費、手数料等とします。

2 調査・実証に要する経費

専門員費（調査員等手当、システムエンジニア費、プログラマー費）、旅費、謝金、会場借料、借上費、通信運搬費、クラウドシステム等利用料、印刷費、消耗品費、委託費、役務費、雑費等とします。

3 設備・機器のリース導入に要する経費

情報処理設備、加工処理設備、品質管理設備・機器及び物流機器（積込・仕分ロボット、クランプフォークリフト及び自動搬送機に限る。）の物件価格（設置工事費を含み、保守・管理費は含まない。）とする。また、補助金相当額は、当該設備・機器の物件価格に2分の1を乗じて得た額の範囲内とします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

また、所要額に補助事業に要する人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に発生した経費
- 5 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 7 補助の対象としない経費としてデジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領で定めるもの

第7 補助金額及び補助率

- 1 補助金の予算額は、51,236千円（うち、重点政策枠として、みどり枠及び輸出枠は25,000千円、食品アクセス枠は15,000千円とする。）とし、この範囲内で事業の実施に必要なとなる経費を助成します。
- 2 補助率は、第3の1の事業は定額（1事業者当たりの補助金額の上限は、みどり枠及び輸出枠は25,000千円、食品アクセス枠は15,000千円、通常枠は20,000千円とする。）とし、第3の2の事業は補助対象経費の2分の

- 1 以内とします。
- 3 重点政策枠へ配分した結果、最後の配分可能額が補助金要望額を下回る場合には、重点政策枠による予算の配分は行わないこととし、予算の配分が行われなかった課題提案書については、重点政策枠以外の取組として審査の対象とします。
- 4 なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となるときがあるので留意してください（第 13 の 5 を参照）。

第 8 補助事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和 6 年 3 月 31 日までとします。

第 9 申請書類の作成及び提出

1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書等」という。）は、次のとおりとします。

(1) 事業に係る課題提案書（別紙様式 1）

提案の内容は、第 2 の趣旨、第 3 の事業内容及び第 5 の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

- ① 応募者に関する事項（別紙様式 2）
- ② 取組内容に関する事項（別紙様式 3）
- ③ 経費内訳書（補助事業等を実施するために必要な全ての経費の額（消費税等を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式 4）

(2) 応募者の概要（団体概要等）に関する資料

- ① 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程
- ② 原則、直近 3 か年分の決算（事業）報告書及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ③ 本事業の実施年度における事業計画、収支予算に関する資料
- ④ 応募者が法人格を有しない団体である場合には、「団体の概要」（別紙様式 5）を提出してください。

2 課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書等の提出期限、提出先及び提出部数については、公示のとおりです。

3 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- (1) 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
- (2) 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- (3) 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- (4) 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- (5) 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- (6) 課題提案書等の提出は、原則として電子メール又は農林水産省共通申請サービス（eMAFF）による申請（以下「電子申請」という。）によることとし、やむを得ない場合には、郵送又は宅配便（バイク便を含む。）、持参も可としますが、ファックスによる提出は、受け付けません。電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）を御確認ください。
- (7) 課題提案書等をメールで送付する場合は、件名を「デジタル化・データ連携

による効率的食品流通モデル構築事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載してください。なお、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とすること。また、電子メール送信後に公示の問い合わせ先に連絡し、受信していることを確認してください。

- (8) 課題提案書等を電子申請する場合には、提出期限までに申請を実施するようにしてください。
- (9) 課題提案書等を郵送する場合には、事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れ、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (10) 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- (11) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。

第10 補助金交付候補者の選定

提出された申請書類については、次の1から4までに掲げるとおり、事業担当課等において書類確認、事前整理、課題提案会等を行った後、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、審査の基準等に基づき審査を行い、補助事業者となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定するものとします。

1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施します。

(1) 書類確認

提出された申請書類について、応募要件及び申請書類の内容について確認し、必要に応じて問い合わせをいたします。

なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

(2) 事前整理

事業担当課において、提出された申請書類について事前整理を行います。また、必要に応じ、課題提案会を行う場合があります（課題提案会は、非公開といたします。また、特段の事由なく課題提案会に出席されなかった場合には、申請を辞退したものとみなします。旅費は、提案者が負担してください。）。課題提案会には、外部有識者が加わることがあります。

(3) 選定審査委員会による審査

事前整理を踏まえ、選定審査委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、補助金交付候補者を選定します。

2 審査の観点

審査は、補助事業者の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性等を勘案して総合的にを行います。

3 審査の基準

- (1) 補助事業者の適格性については、次の項目について審査するものとします。

なお、課題提案書の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る補助事業者の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

- ① 実施体制の適格性
- ② 知見、専門性、類似・関連事業の実績等

（2）事業内容及び実施方法については、次の項目について審査するものとします。

- ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性
- ② 実施方法の効率性
- ③ 経費配分の適正性

（3）事業の効果については、次の項目について審査するものとします。

- ① 期待される成果
- ② 波及効果

（4）次の①から③までの重点政策枠の取組については、予算額の範囲内で得点を加算できるものとします。

- ① みどりの食料システム戦略に対応する取組（みどり枠）
- ② 農林水産物・食品の輸出促進に対応する取組（輸出枠）
- ③ 食品アクセス問題に対応する取組（食品アクセス枠）

4 審査結果の通知

- （1）総括審議官は、選定審査委員会における審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。
- （2）審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることになります。
- （3）補助金交付候補者については、農林水産省のホームページで公表します。
- （4）委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、補助金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

補助金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、食品等流通持続化モデル総合対策事業補助金交付等要綱及びデジタル化・データ連携による効率的食品流通モデル構築事業実施要領（以下「要綱等」という。）に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」という。）を事業担当課に提出していただきます。申請書等を事業担当課等が審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

第 12 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容及び他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。

第 13 補助事業者の責務等

補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守してください。

1 事業の推進

補助事業者は、要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこととなります。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得、管理等をいう。以下同じ。）の実施に当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 補助事業者は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 補助事業者は、補助金の経理を、他の事業等と区分し、補助事業者の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該補助事業者の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合には、国内に居住し、各補助事業者が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 補助事業者は、補助事業の完了後、要綱等に基づく実績報告書を提出し、額の確定を請求書により受けた場合には、補助金受領後 1 か月を目処に請求元の事業者への支払いを励行するものとし、支払いが完了した場合には、その旨を交付決定者に報告すること。
- (4) 補助事業者は、金融機関等から借入を行う場合には、事業計画の応募申請に併せて、借入計画について金融機関等と事前相談を行ったことが分かる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）を提出するとともに、借入計画に変更が生じたときは、当該変更の内容及び変更に伴う対応方針について報告すること。

補助事業者が自己負担分の確保ができず、補助事業の遂行ができないことが明らかな場合には、適正化法第 10 条による交付決定の取消しを行うことがあること。また、交付決定者は、補助事業者の同意を得て、金融機関等に当該借入の審査状況の確認を行うことがあること。

- (5) 補助事業者は、機械・設備等の導入に当たっては、事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整を終了させること。事業実施期間内に稼働試験及びそれに伴う調整が終了しないことが確実となった場合には、交付決定者に申し出ること。

3 取得財産の管理

本事業により取得し、又は効用が増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、補助事業者に帰属します（補助事業者の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に基づき処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後であっても善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途での使用等はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合には、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は、補助事業者に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を補助事業者から受託する団体にあっても同様に次の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業において得た成果に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、補助事業者及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

補助事業者と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行うこと。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合には、要綱等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められるときは、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づき必要な報告を行うこととなります。また、農林水産省は、あらかじめ補助事業者にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、当該成果が本事業によるものであること及び論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記するとともに、発表した資料等については農林水産省に提出してください。

7 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて、国による評価を行います。その際、ヒアリング等の実施について協力をお願いすることがあります。

第 14 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、以下のとおり利益等排除方法を定めます。

1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）から（３）までの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とします。

（１）補助事業者自身

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業

（３）補助事業者の関係会社（補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記（２）を除く。以下同じ。）

2 利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）１００％同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の

決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（3）補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

第 15 公示への委任等

この要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項については、公示のとおりです。公示は、農林水産省内の掲示板及び農林水産省のホームページ（ホーム > 申請・お問い合わせ > 補助事業参加者の公募、URL <https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載されます。

また、この公示に併せて、事業担当課は、公募開始等の周知に努めることとします。

第 16 その他

別紙様式 3 により賃上げ目標の設定によるポイント加算を希望する場合には、当該様式のチェックボックスにチェックすること。「調査・実証」もしくは「設備・機器の導入」による生産性向上等の事業成果の一部を賃上げにより従業員に還元することを、従業員にあらかじめ明示する方法について具体的に記載するとともに、賃上げに係る具体的な数値目標を設定すること。また、そのことをどのようにして把握・評価するのかを具体的に記載すること。

なお、調査・実証を行った年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年 3 月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めることとする。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額に賃上げ目標の未達成率を乗じて得た額の返納を求めることがある。また、設備・機器を導入した年度の翌年度以降、事業計画期間中の毎年 3 月末時点において、賃上げ目標が達成できていない場合は、理由書の提出を求めることとする。賃上げ目標が達成できなかったことについて正当な理由のない場合などには、必要に応じて国庫補助金額をリース期間で除してリース残期間を乗じて得た額の返納を求めることがある。